

公益財団法人品川区スポーツ協会
協会発行の刊行物等に掲載する広告に関する取扱い要領

平成 18 年 1 月 31 日理事長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人品川区スポーツ協会(以下「協会」という。)が発行する刊行物等に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の要件)

第 2 条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性及びその品位を損なう虞があると認められるもの。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係わるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他協会が発行する刊行物等に掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

(掲載の申込)

第 3 条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、賛助広告申込用紙に掲載しようとする版下原稿を添えて、協会事務局長(以下「事務局長」という。)に提出するものとする。

(掲載可否の決定)

第 4 条 事務局長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定する。

(広告の大きさ)

第 5 条 広告の大きさは、次のとおりとする。

協会誌「ライフ」 A 4 版・カラー裏表紙	
広 告	大 き さ
1 号広告	A 4 版 裏全面
2 号広告	縦 13cm 横 18cm
3 号広告	縦 13cm 横 9cm

(広告掲載料)

第6条 掲載1回あたりの広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 40,000円
- (2) 2号広告 20,000円
- (3) 3号広告 10,000円

(広告掲載料の返還)

第7条 既納の広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告を掲載できなかつたとき又は編集発行上支障があるため掲載の決定を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還することができる。

(広告の版の内容及び版代)

第8条 広告の版下は、広告主の責任において作成するものとし、その経費は広告主の負担とする。

(掲載決定の取消)

第9条 事務局長は、編集発行上支障があると認めるときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要領の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。